

福岡市医療的ケア児等支援協議会設置の趣旨について

1. 国の方針を踏まえた、福岡市における協議の場の設置状況

【児童福祉法第 56 条の6第2項】

地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

【障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な確保するための基本的な指針】(平成 29 年度厚生労働省告示第 106 号)

・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を平成 30 年度末までに設けることが基本とされ、これを受け、第1期福岡市障がい児福祉計画(H30～R2)では、同指針に沿って設置することを目標にした。

⇒ 平成30年度から「福岡市医療的ケア児関係機関連絡会議」を設置
過去、3回開催実績あり。

※福岡市医療的ケア児関係連絡会議の目的

関係機関の情報交換, 連絡調整

(福岡市医療的ケア児関係機関連絡会議設置要綱第2条)

2. 課題

- ①医療的ケア児の課題について情報交換や連絡調整だけでなく、議論をする場を設置すべき
- ②医療的ケア児だけでなく、同様に医療的ケアが必要な障がい者の課題についても、①の議論の場において検討すべき

3. 課題を受けて 第3回「福岡市医療的ケア児関係機関連絡会議」(令和5年3月 23 日開催)において確認された方針

- ①医療的ケア児・者の課題を協議するため、「福岡市医療的ケア児等支援協議会(仮称)」を設置する
- ②委員については、「福岡市医療的ケア児関係機関連絡会議」の委員をベースとし、障がい者のサービスを担っている事業者や、当事者の関係団体代表者を加える。

4. 連絡会議の方針を受けた福岡市の動き

令和5年 11 月1日「福岡市医療的ケア児等支援協議会設置運営要綱」策定